

各 施 設 長 様
各 管 理 者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

老人ホーム等における食中毒予防の徹底について

標題の件について、別紙のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課から通知がありましたのでお知らせします。

集団給食施設等における食中毒防止にあたっては、引き続き「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号 別添 最終改正：平成28年7月1日付け生食発0701第5号）を活用していただき、野菜を加熱せずに供する場合は、次亜塩素酸ナトリウム等による殺菌を徹底していただくようお願いいたします。

介護保険課 指導係
TEL972-2592 小野